

## 平成25年度国家公務員倫理審査会政策評価結果

国家公務員倫理審査会決定  
平成26年3月6日

国家公務員倫理審査会は、平成25年度国家公務員倫理審査会政策評価結果について、次のとおり決定する。

## 評価の考え方

政策評価は、主として「達成度」で評価することとし、その「達成度」の評価は、当該評価対象期間における具体的取組を進めたことにより、各政策における政策目標がどこまで実現できたかを総合的に評価している。

その他、具体的取組に関し、「効率性」及び「有効性」といった観点からも、それぞれ評価して評語を決定している。

### ○「達成度」に係る評語適用基準

評語(高順位)	評語適用の目安
A	<p>目標を上回った</p> <p>具体的な取組内容を全て実現し、かつ、政策の本質的な目標に向けて顕著な進展が見られた (100%+<math>\alpha</math>)</p>
B	<p>目標は達成された</p> <p>(具体的な取組内容を全て実現した (100%))</p>
C	<p>目標はおおむね達成された</p> <p>(具体的な取組内容をおおむね実現した (75%以上100%未満))</p>
D	<p>目標はある程度達成された</p> <p>(具体的な取組内容をある程度実現した (50%以上75%未満))</p>
E	<p>目標をほとんど達成できなかった</p> <p>(具体的な取組内容をほとんど実現できなかった (50%未満))</p>

#### ・「効率性」に係る評価基準

「効率性」の定義

- 投入されたコストに見合った効果が得られたか。

評 語
効率的であった
おおむね効率的であった
効率的でなかった

#### ・「有効性」に係る評価基準

「有効性」の定義

- 本来、その施策・取組に期待される効果が得られたか。

評 語
有効であった
おおむね有効であった
有効でなかった

## 評価結果一覧

政 策	達成度	効率性	ページ
		有効性	
1 公務員倫理に関する研修・啓発活動の充実	C	効率的であった ----- 有効であった	P. 1
2 違反事案に対する厳正かつ迅速な対応の確保	C	効率的であった ----- 有効であった	P. 4

平成25年度 国家公務員倫理審査会における評価結果

政策所管部局

国家公務員倫理審査会事務局

<p>政 策</p>	<p>1 公務員倫理に関する研修・啓発活動の充実</p>
<p>目 標</p>	<p>(政策目標) 倫理法・倫理規程の内容に限らず、広い意味での公務員倫理を取り上げるなど、公務員倫理に関する研修（幹部職員を対象とするものを含む。）の在り方の検討、定期的・計画的な倫理研修の実施の促進等を通じ、職員の倫理意識を涵養する。</p> <p>(具体的取組) 倫理法・倫理規程は、国家公務員が遵守すべきルールとして、おおむね定着しつつあるが、必ずしも倫理法・倫理規程違反件数が減少傾向にあるとはいえないなど、職員の倫理意識の涵養を推進する必要がある。そのため、昨年度に引き続き、倫理教本や国家公務員倫理カードの配付、ケーススタディ用DVD研修教材等の開発・配付、複数都市における倫理制度説明会（10か所）や公務員倫理セミナー（2か所）の開催、倫理週間における各種取組の実施等を行う。また、既存の研修教材の改善及び新規教材の検討を行う。</p>
<p>具体的取組結果</p>	<p>《取組内容1》倫理教本や国家公務員倫理カードの配付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>倫理法・倫理規程の適用対象となる職員に倫理教本や倫理カードを配付することとし、常勤職員については全ての新規採用者に対し、非常勤職員については倫理研修受講者等に対し、それぞれ配付した。</li> </ul> <p>《取組内容2》ケーススタディ用DVD研修教材等の開発・配付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最近問題となった事案、職員が判断に迷う事例や対応に困る事例を取り入れた、ケーススタディ用DVD研修教材（Vol.8）を作成し、各府省等に2,683部配付し、各府省等における研修等で活用が開始された。</li> </ul> <p>《取組内容3》複数都市における倫理制度説明会（10か所）や公務員倫理セミナー（2か所）の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各府省等の倫理事務担当者等を対象とする倫理制度説明会を全国10か所において開催した。また、国家公務員をはじめ地方自治体の職員や民間企業の従業員も対象とする公務員倫理セミナーを神戸市（10月）及び鹿児島市（11月）において開催した。</li> </ul> <p>《取組内容4》倫理週間における各種取組の実施等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>12月1日から7日までを国家公務員倫理週間とし、公募による標語の設定、当該標語を用いたポスター・パンフレット等の作成・配付、各府省等、東京メトロ線霞ヶ関駅構内等におけるポスター掲示、中央合同庁舎2号館屋外LEDによる周知、公務員倫理に関する講演会の開催等の取組を実施した。また、各府省等の倫理監督官（事務次官等）に対し、所属職員を対象とする公務員倫理に関する講話の実施及びメールの送信を依頼し、各府省等において実施された。</li> </ul> <p>《取組内容5》幹部職員用自習研修教材の改訂等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>倫理法・倫理規程についての理解の促進のみならず、部下の指導及び倫理意識の徹底した組織風土の構築において果たすべき幹部職員の役割、広い意味の公務員倫理などを盛り込んだ、幹部職員用自習研修教材の改訂作業を進めた。また、倫理法・倫理規程の事例集の更なる充実に向けて作業を進めた。</li> </ul>
<p>達成度の評価</p>	<p>評語 C</p> <p>《理由》</p>

平成25年度に具体的に取り組むべき事項については、全て実施することができた。広い意味の公務員倫理についても、公務員倫理セミナー、倫理週間の公務員倫理に関する講演会などにおいて取り上げるなど、一層の研修・啓発活動の充実を図ることができた。

一方、測定指標については、多くの指標においてあらかじめ設定した目標を達成できたものの、一部の指標においては目標を達成できなかった（目標を達成できなかった指標においても目標に近い結果を得ることはできている。）。

平成25年度における政策目標はおおむね達成されたものとする。

測定指標（ある場合に記入）

**【達成した測定指標】**

- ・ ケーススタディ用DVD研修教材（vol.7）に対する評価（各府省の担当者を対象とするアンケート結果を点数化したスコア80点以上）  
83.3点（「大変役立つと思う」50.6%、「ある程度役立つと思う」48.6%、「あまり役立たないと思う」0.8%、「まったく役立たないと思う」0%）（平成24年度79.4点、DVD研修教材（vol.6））
- ・ 倫理制度説明会受講者の理解度の状況（受講者のアンケート結果を点数化したスコア80点以上）  
84.7点（「大変役立った」54.9%、「ある程度役立った」44.3%、「あまり役立たなかった」0.8%、「まったく役立たなかった」0%）（平成24年度81.6点）
- ・ 国家公務員倫理週間における倫理監督官による所属職員へのメールの発出を実施した府省等の割合100%  
100.0%（平成24年度97.4%）
- ・ 各府省が実施した倫理に関する研修における全府省の職員数に占める受講者数（延べ数）の割合100%以上  
159.1%（平成24年度公務員倫理に関する研修実施状況8,013コース、受講者数434,062人（平成23年度91.7%、8,003コース、受講者数251,756人））
- ・ 同研修における府省別の職員数に占める受講者数（延べ数）の割合3分の1以上の府省の割合50%以上  
83.3%（平成25年度に新たに設定した指標）
- ・ 過去5年間に倫理研修を受講した職員の割合80%以上  
全国の職員を対象としたアンケート調査の結果、86.8%（平成24年度79.5%）

**【達成できなかった測定指標】**

- ・ 一般職員用自習研修教材に対する評価（受講者のアンケート結果を点数化したスコア80点以上）  
79.3点（「大変役立つと思う」41.4%、「ある程度役立つと思う」55.4%、「あまり役立たないと思う」2.9%、「まったく役立たないと思う」0.3%）（平成23年度作成教材）
- ・ 課長補佐級職員用自習研修教材に対する評価（各府省の担当者を対象とするアンケート結果を点数化したスコア80点以上）  
78.1点（「大変役立つと思う」35.3%、「ある程度役立つと思う」63.6%、「あまり役立たないと思う」1.2%、「まったく役立たないと思う」0%）（平成24年度作成教材）
- ・ 研修教材パッケージ「公務員倫理」の利用状況（当該研修教材を使った研修を実施した府省等の割合100%）  
65.9%（平成23年度69.6%）
- ・ 公務員倫理セミナー受講者の満足度の状況（受講者のアンケート結果を点数化したスコア80点以上）  
75.3点（神戸市77.6点、鹿児島市72.7点）（「満足」40.3%、「ある程度満足」46.3%、「やや不満」12.5%、「不満」1.0%）（平成24年度74.7点）
- ・ 国家公務員倫理週間における倫理監督官による所属職員に対する倫理保持に関する講話を実施した府省等の割合100%  
97.4%（平成24年度87.2%）
- ・ 倫理法・倫理規程の浸透度（職員アンケートの結果を点数化したスコア80点以上）

	<p>全国（地方機関）の職員を対象としたアンケートの結果、64.0点（「よく知っていた」7.6%、「ある程度知っていた」78.8%、「あまり知らなかった」11.6%、「ほとんど知らなかった」2.0%）（平成24年度67.0点、平成25年度のアンケート対象者は地方機関の職員、平成24年度は本府省及び地方機関の職員である。）</p> <p>※ アンケート結果（4段階評価）を点数化したスコアの計算方法        回答者中 最上位の評価→100点、2番目の評価→約66.7点、3番目の評価→約33.3点、最低の評価→0点として平均値を算出</p>
<p>効率性・有効性の評価</p>	<p><b>【効率性】効率的であった</b>  <b>《理由》</b>        各府省の倫理事務担当者等を対象とする倫理制度説明会を全国10か所において開催して、当該倫理事務担当者等が習得した内容で各府省等で全国的に職員の倫理研修等を実施してもらうとともに、国家公務員をはじめ地方自治体の職員や民間企業の従業員も対象とする公務員倫理セミナーを神戸市及び鹿児島市の2か所で開催し、また、自習研修教材も各府省等において活用してもらうこと等により、より多数の者に対し公務員倫理に関する研修及び啓発活動を実施することができたことなどから、効率的であったものとする。</p> <hr/> <p><b>【有効性】有効であった</b>  <b>《理由》</b>        倫理制度説明会受講者の理解度の状況は高く、また、公務員倫理セミナー受講者の満足度の状況、倫理法・倫理規程の浸透度は一定程度の水準にある（前者の受講者アンケートの結果中「満足」「ある程度満足」が86.6%、後者の全国の職員アンケートの結果中「よく知っていた」「ある程度知っていた」の回答の合計は86.4%）こと、平成25年度作成したケーススタディ用DVD研修教材（vol.8）も好評だったことなどから、有効であったものとする。</p>
<p>今後の施策に反映させるべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>倫理法・倫理規程の周知・徹底はもとより、広い意味での公務員倫理、組織風土の改革、マネジメントの重要性等を取り上げ、様々なデータや具体的事例を紹介することなどの今年度の取組は好評であったため、次年度においては一層参加者がより危機感を持ち、かつ、身近に感じられるような研修教材の活用を行いながら、倫理制度説明会、公務員倫理セミナー等の一層の充実を図る。</li> </ul>
<p>有識者の意見</p>	<p>なし</p>

平成25年度 国家公務員倫理審査会における評価結果

政策所管部局

国家公務員倫理審査会事務局

政 策	2 違反事案に対する厳正かつ迅速な対応の確保
目 標	<p>(政策目標) 各府省を支援し、違反事案に対する調査ノウハウ、懲戒手続の留意点、懲戒処分事例の提供などを行い、違反事案に対し厳正かつ迅速な対応を行う。</p> <p>(具体的取組) 事案処理の際の各府省への助言、調査・懲戒手続等に関する各府省対象の会議(年1回)や説明会の開催(10か所)、懲戒処分事例集の作成・配付を行う。</p>
具体的取組結果	<p>《取組内容1》事案処理の際の各府省への助言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>倫理法等違反が発生した際の各府省の調査をバックアップし、違反事案に対する厳正かつ迅速な対応を徹底した。</li> </ul> <p>《取組内容2》調査・懲戒手続等に関する各府省対象の会議・説明会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本府省等の倫理事務担当者を対象とする会議(平成25年4月)や、本府省及び地方支分部局等の倫理事務担当者等を対象とする倫理制度説明会(全国10か所)を開催し、調査及び懲戒手続の留意点等の説明を行った。</li> </ul> <p>《取組内容3》懲戒処分事例集の作成・配付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度に係る懲戒処分事例集をとりまとめ、平成25年4月に各府省等の倫理事務担当者に配付した。また、職員や民間企業等にも広く周知・啓発を行うため、倫理審査会のホームページ及び人事院の年次報告書に掲載した。</li> </ul>
達成度の評価	<p>評語 C</p> <p>《理由》 平成25年度に具体的に取り組むべき事項については、全て実施することができた。すなわち、事案処理の際の各府省への助言を徹底し、倫理制度説明会においては、調査・懲戒手続マニュアルを題材に調査及び懲戒手続の留意点等を説明すること等により違反事案に対する厳正かつ迅速な対応の確保に努めたところである。 一方で、倫理法等に違反する疑いのある行為に関する調査は、事案の真相を解明するため、本人及び関係者の供述、その裏付けとなる客観的資料を入手し事実認定を的確に行う必要があるところ、調査対象期間が長期間に及んだこと、調査対象者が多数に上ったこと等により時間を要したことから、任命権者から端緒報告を受けた日から90日以内の期間で調査結果の報告を行った事案の割合が72.7%にとどまり、一部の事案では90日以内の期間で調査結果の報告を行うことができなかつたところである。 以上を踏まえると、平成25年度における政策目標はおおむね達成されたものと考えている。</p>
測定指標(ある場合に記入)	<p>【達成した測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>該当なし。</li> </ul> <p>【達成できなかった測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全事案件数に占める90日以内の期間で調査結果の報告を行った事案件数の割合80%以上 全事案件数(平成25年度中に調査が終了した事案件数22件)に占める90日以内の期間で調査結果の報告を行った事案件数(16件)の割合は、72.7%</li> </ul>
効率性・有効性の	【効率性】効率的であった

<p>評価</p>	<p>《理由》          調査・懲戒手続等に関する各府省対象の説明会を、制度説明会と合わせて開催したこと、懲戒処分事例集の周知を様々な媒体を用いて実施したことなどから、効率的であったものとする。</p> <hr/> <p>【有効性】有効であった          《理由》          調査及び懲戒手続の留意点等に対する倫理制度説明会受講者の評価が高い（「大変役立つと思う」「ある程度役立つと思う」と回答した割合97.6%）ことなどから、有効であったものとする。</p>
<p>今後の施策に反映させるべき事項</p>	<p>今後も、公務に対する国民の信頼を確保するため、以下のような施策を推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 倫理法等違反が発生した際の各府省の調査及び事案の評価をバックアップし、違反事案に対する厳正かつ迅速な対応をより一層徹底していく。</li> <li>・ 違反に至った動機や経緯、研修の受講状況や倫理意識の状況等、組織に関しては違反発生の原因や職場が抱える問題やその背景事情等についても確認し、その結果を再発防止策に反映するなど、的確な違反防止策をより一層推進する。</li> <li>・ 調査及び懲戒手続を迅速かつ効率的に行うことも十分留意し、引き続き説明会の開催を推進する。</li> </ul>
<p>有識者の意見</p>	<p>職員に対する通報窓口の一層の周知が必要。</p>